第５次北海道食の安全・安心基本計画【概要】

計画期間：令和６～10年度

参考資料1

食の安全・安心をめぐる社会情勢の変化と施策推進の視点

社会情勢の変化

- 世界の食料情勢の変化による食料安全保障上のリスクの増大
- 世界的な食品価格や原油価格の上昇、為替相場の影響等による国内の食品価格の高騰
- 食品を簡単に購入できない「買い物困難者」等の発生といった食品アクセスの問題の顕在化
- 食料の安定供給や農林水産業の持続的発展と地球環境の両立に向けた持続的な食料システム構築の声の高まり

施策推進の視点

- 環境保全と安全な食料の安定供給の両立
- 食のサプライチェーンに関する理解促進
- 衛生管理等による継続的な食の安全性確保
- 情報共有や意見交換のより効果的な推進

講じる施策の体系（施策のポイントと第４次計画からの主な変更点）

第1　食の安全･安心のための基本的施策の推進

ポイント　**受け手に応じた媒体による情報提供の推進、食中毒予防をはじめとする基本的な取組の継続**

1　情報の提供

全ての世代が食に関する情報を入手できるよう、ウェブや紙媒体等、様々な情報媒体を活用し提供

2　食品等の検査及び監視

3　人材の育成

北海道食育コーディネーターや北海道らしい食づくりの伝承名人の地域における活動を促進するなど、食の担い手を育成する

4　研究開発の推進

5　緊急事態への対処

食の安全・安心に関する道の施策等のホームページ
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/anzenansinsaito.html

第2　安全で安心な食品の生産及び供給

ポイント　**生産と環境保全の両立に対する道民理解の促進、有機質資源の有効利用と安全性・品質の確保、GAPやHACCPなど生産工程管理の推進**

1　食品の衛生管理の推進

改正食品衛生法の完全施行に対応するため、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の取組を支援

2　農産物等の安全及び安心の確保

みどりの食料システム戦略等を踏まえ、良質な堆肥の施用等による土づくりや技術開発を推進

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等、家畜伝染病の発生予防、まん延防止のため、飼養農場への衛生管理指導を強化

3　水産物の安全及び安心の確保

4　生産資材の適正な使用等

5　生産に係る環境の保全

下水汚泥の肥料利用について、安全性・品質の確保に加え、リスクコミュニケーションを推進

第3　道民から信頼される表示及び認証の推進

ポイント　**食品表示制度の普及啓発や認証制度の認知度向上、不正を見逃さない監視体制の充実**

1　適正な食品の表示の促進等

食品表示に関する情報をウェブフォームでも受付し、不正に対する監視体制を充実、道産食品モニターを終了

2　道産食品の認証制度の推進

道産食品独自認証制度（きらりっぷ制度）の認知度向上や認証数の拡大に向けた取組を進めるとともに、本制度をめぐる情勢の変化を踏まえ、制度のあり方を検討

第4　情報及び意見の交換、相互理解の促進等

ポイント　**リスクコミュニケーションの効果的な実施、食材が食卓に上がるまでの過程への理解促進**

1　情報及び意見の交換等

リスクコミュニケーションを効果的に実施するため、食の安全・安心委員会でテーマや開催方法等を検討

2　食育及び地産地消の推進

子どもや子育て世代の食育と、道民との連携ネットワークによる推進体制を強化

地産地消の意義など食に関する道民の理解を促進

3　道民からの申し出